

## 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に関する規定

### 1. 休眠預金等

休眠預金等とは、預金であって、当該預金等に係る最終異動日等から十年を経過したものをいいます。

なお、預金等とは、一般預金等（預金保険法第51条第1項に規定する一般預金等をいいます。）もしくは決済用預金（同法第51条の2第1項に規定する決済用預金をいいます。）をいいます。

### 2. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当行は、預金等について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。なお、認可を受けた預金等の種類、異動事由の詳細については別表のとおりです。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金等に異動があったこと。（この預金等の利子の支払いに係るものを除きます。）
- (2) 手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求があったこと。（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者等（「預金者その他の預金等に係る債権を有する者」をいいます。以下同じ。）から、預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - ① 当該預金等に係る最終異動日等に関する事項
  - ② 当該預金等に係る休眠預金等移管金（預金者等が有する当該休眠預金等に係る債権の額に相当する額として主務省令で定める額の金銭）に関する納期限
  - ③ 休眠預金等移管金が預金保険機構に納付されたときは、当該納付の日において当該預金等に係る債権が消滅すること
  - ④ 休眠預金等代替金（当該債権のうち元本の額に相当する部分の金額に主務省令に定める利子に相当する額を加えた額の金銭）の支払に関する事項
  - ⑤ 公告の対象となる預金等であるかの該当性
  - ⑥ 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地（当行に届出ている住所になります。）
- (4) 預金者等からの申出にもとづく預金通帳又は証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。（当行が把握できる場合に限りします。）
- (5) 総合口座預金規定にもとづく複数の商品を組み合わせさせた商品に係る預金等にあつて、当該商品に係る他の預金等について、前各項に掲げる事由が生じたこと。
- (6) インターネットバンキング等及びATMでの残高確認があったこと。（2020年3月23日以降の取引かつ当行が把握できる場合に限りします。）
- (7) その他、休眠預金等活用法にもとづく当行が認可を受けた異動事由。

### 3. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- (1) 前条に掲げる預金等に係る異動が最後にあつた日。
- (2) 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として第6項に定めるものについては、当該預金等に係る債権の行使が期待される日として第6項に定める日とします。
- (3) 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合又は当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日又は当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。
- (4) 預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなつた日。
- (5) 総合口座取引規定にもとづく他の預金（休眠預金の対象となる預金に限る）またはこの預金と

同一通帳内にある他の預金（休眠預金の対象となる預金に限る）について、第3号または前号の事由に該当することになった日。

(6) 第2項において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

ア. 預入期間、計算期間又は償還期間の末日（自動継続扱いの預金等にあつては、初回満期日）。

イ. 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金等に係る債権の支払いが停止されたこと、当該支払の停止が解除された日。

ウ. この預金等について、強制執行、仮差押え又は国税滞納処分（その例による処分を含みます）の対象となったこと、当該強制執行、仮差押え又は国税滞納処分の手続が終了した日。

エ. 総合口座預金規定にもとづく他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む）について、または同一通帳内にある他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む）について、前各号に掲げる事由が生じた場合、他の預金（休眠預金等活用法の対象とならない預金を含む）に係る最終異動日等。

#### 4. 休眠預金等代替金に関する取扱い

(1) 預金等について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき預金等に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合は、預金者等は、当行を通じてこの預金等に係る休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出及び支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

① 預金等について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金又は当行からの入金であつて法令又は契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いに係るものを除きます。）が生じたこと。

② 預金等について、手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと。（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）

③ 預金等に係る休眠預金等代替金の支払いを債権の目的とする強制執行、仮差押え又は国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。

④ 預金等に係る休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと。

(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。

① 当行がこの預金等に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。

② 預金等について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること。

③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづき預金等に係る債権が消滅したことに伴い、預金等を解約した場合であっても存続するものとします。

#### 5. 通知方法

この預金について、第3条に掲げる最終異動日等から9年以上経過し、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知をする場合、お届けいただいた住所または電子メールアドレスあてに通知します。

#### 6. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 別表

## 認可を受けた預金等の種類、異動事由

預金等の種類	認可を受けた異動事由
当座預金	<p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（以下本表において「規則」という。）  第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・繰越（当行が把握できる場合に限り。）  及び同項第2号 インターネットバンキング等による残高確認（2020年3月23日以降の取引かつ当行が把握できる場合に限り。）</p>
普通預金	<p>規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限り。）  及び同項第2号 インターネットバンキング等およびATMによる残高確認（2020年3月23日以降の取引かつ当行が把握できる場合に限り。）  及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと  及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと（最終異動日が2010年4月1日以降のものに限り。）</p>
貯蓄預金	<p>規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限り。）  及び同項第2号 ATMによる残高確認（2020年3月23日以降の取引かつ当行が把握できる場合に限り。）  及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと  及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと（最終異動日が2010年4月1日以降のものに限り。）</p>
決済用普通預金	<p>規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限り。）  及び同項第2号 インターネットバンキング等およびATMによる残高確認（2020年3月23日以降の取引かつ当行が把握できる場合に限り。）  及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと  及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと（最終異動日が2010年4月1日以降のものに限り。）</p>

納税準備預金	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限りです。）
通知預金	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限りです。） 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと（最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。）
総合口座預金	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限りです。） 及び同項第2号 インターネットバンキング等およびATMによる残高確認（2020年3月23日以降の取引かつ当行が把握できる場合に限りです。） 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと（最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。）
期日指定定期預金	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限りです。） 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと（最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。）
自動継続期日指定定期預金	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限りです。） 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと（最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。）
自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期・ スーパー定期300)	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限りです。） 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと（最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。）

<p>自動継続自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期・ スーパー定期300)</p>	<p>規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限りです。) 及び同項第2号 インターネットバンキング等による残高確認(2020年3月23日以降の取引かつ当行が把握できる場合に限りです。) 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと(最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。)</p>
<p>自由金利型定期預金 (M型) (利息分割受取型 スーパー定期300)</p>	<p>規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限りです。) 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと(最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。)</p>
<p>自動継続自由金利型定期預金 (M型) (利息分割受取型 スーパー定期300)</p>	<p>規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限りです。) 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと(最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。)</p>
<p>変動金利定期預金</p>	<p>規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限りです。) 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと(最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。)</p>
<p>自動継続変動金利定期預金</p>	<p>規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限りです。) 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと(最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。)</p>

<p>自由金利型定期預金 (大口定期)</p>	<p>規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限りです。) 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと(最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。)</p>
<p>自動継続自由金利型定期預金 (大口定期)</p>	<p>規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限りです。) 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと(最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。)</p>
<p>自由金利型定期預金 (利息分割受取型大口定期)</p>	<p>規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限りです。) 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと(最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。)</p>
<p>自動継続自由金利型定期預金 (利息分割受取型大口定期)</p>	<p>規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限りです。) 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと(最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。)</p>
<p>据置型定期預金</p>	<p>規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行(当行が把握できる場合に限りです。) 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと(最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。)</p>

自動継続据置型定期預金	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳・証書の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限りです。） 及び同項第6号 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと（最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。）
積立定期預金	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限りです。） 及び同項第7号 対象外預金等と預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている対象外預金等に異動に相当する事由が生じたこと（最終異動日が2010年4月1日以降のものに限りです。）
定期積金 「スーパー積金」	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限りです。）
外貨普通預金 (非居住者円普通預金のみ)	規則第4条第3項第1号 お客様申出による通帳の発行・記帳・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限りです。）
外貨定期預金 (非居住者円定期預金のみ)	規則第4条第3項第1号 お客様申出による証書の発行・繰越・再発行（当行が把握できる場合に限りです。）

以上